

固定資産税に関するお知らせ

新（増）築した家屋の調査

令和7年中に新築・増築した家屋を対象に調査を行います。固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。家屋の完成を確認次第、家屋調査の日程調整のはがきを送付します。

現地調査

適正な課税のため年3回、市内全域を巡回し、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認しています。

届け出・申告をうけてください

取壊し家屋（建物）の届け出
令和7年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合は、届け出をしてください。
○登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記
○未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出

※取壊しの届け出がないと、来年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有していて、令和7年中に次に該当する方は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

住所地で投票できます。都外から転入してきた方は投票できません。

詳しくは、前住所などの選挙管理委員会に問い合わせてください。

転出した方

羽村市から都内の市区町村へ転出した方で、新住所での選挙人名簿に登録されておらず、羽村市の選挙人名簿に登録されていれば、羽村市で投票できます。

この場合、新住所で発行される「引き続き都内に住所を有することの証明書（無料）」などがあると、確認に要する時間が短縮できます。

都内に転出した方で、3月12日までに新住所で転入届出をした方は、新住所で投票することができます。

都内の市区町村間で転入した方

都内の市区町村間で住所を移し、3月13日以降に転入届出をした方は、前住所の選挙人名簿に登録されていれば前住所で投票ができます。

その場合、新住所で発行する「住民票（選挙用は無料）」などがあると確認に要する時間が省略できるため、スムーズに投票することができます。

期日前投票

投票日当日、仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を利用してください。
日 時 6月14日(土)～21日(土)（期間中は毎日受付）の午前8時30分～午後8時

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合

○住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合

○住宅を事業用家屋に用途変更した場合
○住宅を建て替えている場合

申告用紙のダウンロード

各種申告書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

住宅の省エネ改修工事

平成26年4月1日以前に建築された住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

住宅のバリアフリー改修工事

新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から減額

分譲マンションでの大規模修繕工事

一定の要件を満たす分譲マンションが長寿命化に資する大規模修繕工事を行っ

会場

市役所分庁舎1階 第1会議室
持ち物 入場整理券（届いていない場合や忘れた場合は、受付に申し出てください）

※入場整理券は、有権者一人一人にはがきで郵送します。

※期日前投票をする場合は「宣誓書」の提出が必要です。入場整理券の裏面に「宣誓書」があるので、事前に記入してお持ちください。

不在者投票

投票日に指定された病院などの施設に入院中で投票所に行けない方はその施設で、また、羽村市外に滞在している方は滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。事前に「不在者投票請求書」の提出が必要となります。詳しくは問い合わせてください。オンラインによる請求も可能です。

郵便等投票
身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などにより在宅のまま投票することができます。この制度を利用する際は、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いします。

問合せ

選挙管理委員会事務局(内68)

西多摩衛生組合

問合せ 計画管理課 ☎ 554-2409

環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ / m³ N)

採取日 採取場所	令和6年								令和7年
	4月26日	5月21日	6月27日	7月19日	9月11日	10月22日	11月22日	12月28日	1月10日
1号炉	0.019	-	0.029	-	-	0.023	-	-	-
2号炉	-	0.018	-	-	0.020	-	-	-	0.015
3号炉	-	-	-	0.039	-	-	0.013	0.016	-

※1ナノグラム(1ng)は、10億分の1グラム
○採取場所…各炉煙突排ガス採取口
○法規制値…1ng-TEQ / m³ N (ダイオキシン類対策特別措置法)
○公害防止協定規制値…0.05ng-TEQ / m³ N

環境センター周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ / m³)

採取場所	採取日	令和6年	
		6月24日正午～25日正午	12月5日正午～6日正午
羽村市立羽村第三中学校 (屋上)		0.010	0.0086
羽村市立松林小学校 (屋上)		0.0081	0.0062
羽村市立あさひ公園 (地上)		0.0082	0.0093
瑞穂町立瑞穂第四小学校 (屋上)		0.0090	0.0070
瑞穂町富士見公園 (地上)		0.0097	0.0079

※単位：1ピコグラム(1pg)は、1兆分の1グラム
○環境基準値…0.6pg-TEQ / m³ (ダイオキシン類対策特別措置法)



▲西多摩衛生組合ウェブサイト

※ウェブサイトもご覧ください。

選挙

東京都議会議員選挙

告示日 6月13日(金)

投票日 6月22日(日)午前7時～午後8時
(市内10投票所)



▲市公式サイト

場合、工事が完了した年の翌年度分を減額
※いずれも申告期限は改修工事が完了した日から3か月以内です。

※詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。

問合せ 課税課資産税係

(内158)

開票 6月22日(日)午後9時から

羽村市役所東庁舎4階大会議室

羽村市で投票できる方

○満18歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住んでいる方
○羽村市の選挙人名簿に登録されている方の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

○平成19年6月23日までに生まれた方
○令和7年3月12日までに転入届出をし、引き続き市内に住んでいる方

令和7年3月13日以降に転入届出をした方
羽村市の選挙人名簿に登録されないため、羽村市では投票することはできません。

ただし、都内の市区町村から羽村市に転入届出をした方で、前住所などの選挙人名簿に登録されている場合は、その

令和7年度 第2回インターネット公売

参加申込期間 5月30日(金)午後1時～6月17日(火)午後11時
公売ウェブサイト KSI 官公庁オークション

動産公売（せり売り）

入札期間 6月24日(火)午後1時～26日(木)午後11時
出品内容 玩具、洋服など約100点

不動産公売（入札）

入札期間 6月24日(火)午後1時～7月1日(火)午後1時
出品内容 不動産（戸建）物件2件
※詳しくは、市公式サイト・KSI 官公庁オークションサイトをご覧ください。



▲出品例



▲KSI 官公庁オークション

問合せ 納税課 ☎ 167